

静岡県告示第609号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成29年8月8日から2週間熱海土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年8月8日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
135号	熱海市上多賀字白石977番の8から 熱海市上多賀字白石976番の10まで	平成29年8月8日